

情報

なび



市役所・各総合支所への
申し込みや問い合わせは
日光市役所
〒321-1292
日光市今市本町1番地
☎22-1111(代表)
☎…日光総合支所
〒321-1492
日光市中鉢石町999番地
☎54-1111(代表)
☎…藤原総合支所
〒321-2595
日光市藤原1番地
☎76-1111(代表)
☎…足尾総合支所
〒321-1523
日光市足尾町松原1番19号
☎93-3111(代表)
☎…栗山総合支所
〒321-2712
日光市日蔭575番地
☎97-1111(代表)



お知らせ

休日保育をご利用ください

保護者の勤務などにより、日曜・祝日の保育が困難な場合にお子さんを預かりします。

対象児 市内保育園に在籍の園児
実施保育園 さかえ保育園、芹沼保育園
開園日時 日曜日、祝日
午前8時～午後6時

費用 3歳未満：月額2,000円
3歳以上：月額1,500円

申込先
さかえ保育園 ☎(26)0720
芹沼保育園 ☎(22)7171
くわしくは 人権福祉課
☎(21)5101

浄化槽の適切な維持管理をお願いします

浄化槽法により、浄化槽の保守点検や清掃、法定検査を定期的に行うことが義務付けられています。
浄化槽の清掃は、市長の許可を受け

た浄化槽清掃業者が行うことになっていきますので、指定地域の業者に直接お申し込みください。また、清掃点検を行った場合は、業者から記録票を受け取り、3年間保管してください。

浄化槽清掃業者一覧

業者名	電話番号	指定地域
(株)衛生管理センター	32-1060	今市、日光、足尾、栗山
(株)近代環境整備社	26-3962	今市、足尾、栗山
(有)クリーン・アップ	76-2868	今市、栗山
宇都宮文化センター(株)日光支店	53-3723	日光、足尾
(株)環境テック	93-2845	足尾
(株)栃浄鬼怒川出張所	76-8141	藤原、栗山
(有)ときわ	76-0234	藤原

くわしくは 下水道課

☎(21)5150

住宅用火災警報器の設置が義務付けられます

消防法の改正により、すべての住宅に住宅用火災警報器などの設置が義務付けられました。
これによって、6月1日以降に新築される住宅には、住宅用火災警報器などの設置が義務付けられます。なお、既存の住宅は平成21年6月1日まで設置してください。

また、今回の法改正を狙った「不適正な価格や無理強いによる販売」などを行う業者には、特に注意してください。
くわしくは 消防本部予防課
☎(21)0368

住宅用火災警報器相談室

☎0120(55)911
※平日の午前9時～午後5時まで

家庭用生ごみ処理器の補助金制度をご利用ください

家庭から出るごみを減らすため、「家庭用生ごみ処理器」の設置者に補助金を交付しています。

対象者 市内在住の方
※一般家庭に限ります。

対象機器

機械式(家電製品)・コンポスト容器
補助金額

購入額(消費税込み)の2分の1

※機械式(家電製品)は上限20,000円

コンポスト容器は上限3,000円

申請方法 申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付して申請する

添付書類

①設置しようとする処理機器の概要を

示した説明書または仕様書
②購入予定の販売店による購入費の見積書

③市税完納確認書(申請日の1か月以内に発行されたもの)

※必ず購入前に申請してください。

申請先及びくわしくは

環境課 ☎(21)5152

回生活環境課 ☎(54)11118

衛生生活環境課 ☎(76)41106

回市民環境課 ☎(93)31111

栗市民環境課 ☎(97)11114

動物取扱業を営む方は登録手続きが必要になります

6月1日から動物の愛護及び管理に関する法律が一部改正され、動物取扱業を営む方は登録手続きが必要になります。

すでに届け出済みの方も、改めて登録手続きが必要となります。また、インターネットなどによる通信販売、ペット美容室、ペットシッター、出張訓練業者、乗馬施設、アニマルセラピー業者の方なども今回新たに規制の対象になりましたのでご注意ください。
くわしくは 県動物愛護指導センター
飼養管理課 ☎028(84)5458

県道黒部・西川線冬季閉鎖を解除

4月17日(月)正午より県道黒部・西川線の冬季閉鎖が解除され、通行できるようになりました。

くわしくは 県日光土木事務所道路保全課 ☎(33)1221